## 遺言書作成講座

## ~遺言書を書いてみましょう!~



講師 司法書士 茂木武志 司法書士 栗林佐千子

©2019 しげき司法書士事務所、業林司法書士事務所

## 1.遺 言(ゆいごん)とは?



皆さんが生前に築き上げてきた大切な財産を、死後、 誰に、どのように、引き継いでもらうか、皆さん自身の 意思で自由に決めておくことを遺言と言います。

遺言書には、【付言事項】という欄を設けることができ、 皆さんの思い、「今までありがとう」「仲良くしてね」等 ご家族へメッセージを遺すことも可能です。